

連携体制に関する現況調査（案）

基本的考え方

- (1) 調査対象は、原子力発電所(16事業所(※1))及び当該発電所所在消防本部(14本部)
 - (2) 原子力災害対策特別措置法の適用にならない火災等の事故が対象
 - (3) 平成18年度の消防庁検討会において実施した「消防機関・原子力事業者双方の連携に関する実態調査」で抽出された課題等のフォローアップ(※2)を中心に調査を実施
- (※1) 廃止措置中の原子力発電所は含まない。
(※2) H19年7月の新潟県中越沖地震に伴い発生した東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所変圧器火災以降、原子力発電所の自衛消防体制が強化されたことを踏まえ、調査内容を見直し。

前回(H18年度)調査の主な課題等

- (1) 119番通報に関し、間接通報のため通報に時間を要するケースや現場の状況が正確に把握し辛いケースがある。
- (2) 消防活動に関し、事業所の自衛消防隊や放射線管理要員の協力体制が不明確なケースがある。
- (3) 事業所内の通信に関し、混信を避けるため公設消防専用の通信網の確保が必要なケースがある。
- (4) 消防機関から事業所に対し、構内の配置図のほか、負圧管理・吸排気設備・水利・禁水場所等を明示した図面等の要望がある。
- (5) 査察(立入検査)に関し、事業所から立入不可とされる区画等があり、当該区画の検査ができないケースがある。
- (6) 消防機関・事業所合同の消火訓練が未実施のケースがある。

主な調査項目

- (1) 通報体制(通報マニュアルの内容、消防機関との協議の有無等)
- (2) 自衛消防体制(事業所の消防力、現場指揮本部の運営、消防機関への情報提供の内容・協議の有無等)
- (3) 放射線管理要員の体制(活動範囲、消防機関への情報提供の内容・協議の有無等)
- (4) 資機材等の保有・配備状況(通信手段、事業者保有資機材、消防機関への貸与資機材、消防機関への協議の有無等)
- (5) 事前対策(消防機関に事前提供する情報の範囲、協定・申合せの内容等)
- (6) 訓練(頻度、訓練の内容等)

※下線部は、今回新たに追加する項目